

催事申込書

申込NO

コード 契約NO

三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 御中

貴社の運営する綾瀬タウンヒルズSCについて、別紙必要書類を添えて催事の申込みをいたします。

※法人の方は1番から個人の方は2番から、裏面の【個人情報の取扱いに関する同意条項】について同意のうえで、ご記入ください。(太枠内のみ)

適格請求書発行事業者登録番号		T	申込日	年	月	日
1	会社名 団体名					
	所在地	〒 -	TEL	- -		
2	代表者	氏 名	業歴	年		
			出店事例	(SC名)		
3	担当者	氏 名	緊急 連絡先			
4	催事名称					
5	催事内容					
6	催事期間	年 月 日() ~ 年 月 日()	(合計日数: 日)			
7	開催場所					
8	開催時間	・開催時間 : ~ :	・最終日のみ開催時間 : ~ :			
9	利用料金	・賃料 円(税抜) (単価: 円/平日、 円/土日祝)				
10	営業保証金	なし				
11	承諾事項	※催事の開催に際しては下記事項を遵守します。 1, 催事の運営管理は出店側で実施し、開催時間を厳守すること。 2, 催事の開催場所は、三菱HCキャピタルエステートプラスの許可する区画内とし、終了後は速やかに撤去すること。 3, その他「綾瀬タウンヒルズSC催事出店規定」を遵守し、三菱HCキャピタルエステートプラスの指示に従うこと。反した場合は即時催事を中止して頂きます。 4, 銀行振込明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。				

<利用の可否>(三菱HCキャピタルエステートプラス使用欄)

1	申込書のとおり催事を許可します。
2	下記使用条件を追加し、催事を許可します。
3	否決 (下記理由による)

(決裁者)

⑤	④	②

(追加条件・否決理由・その他コメント)

新規	継続	確認
		③

<精算書(要□/不要□)・請求書(要□/不要□)作成依頼>(三菱HCキャピタルエステートプラス使用欄)

● 支払日: 年 月 日 【支払日は、催事開始日以前であること。その他は別途申請】

● 支払金額: 上記申込書のとおり 【金額変更はできません。変更の場合は申込書再提出のこと】

● 発送先

1	上記申込書住所に発送 (宛名補足: 担当者・部署名等))
2	右記住所に発送: 〒	

(請求書作成者)

⑦	⑥
---	---

(作成者)

①

【個人情報の取扱いに関する同意条項】

第1条（個人情報の取得・利用）

綾瀬タウンヒルズSCを運営する三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社（以下「当社」と言う。）は、催事出店の可否の判断、出店承諾後の管理および緊急時の連絡のために、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を取得・利用します。

- ① 催事申込書に記載された代表者氏名、担当者氏名、住所、電話番号、緊急連絡先
- ② 申込に際して当社に提出された書面に記載された氏名等

第2条（個人情報の取扱いの委託）

当社は、第1条の利用目的において取得した個人情報の取扱いを、利用目的の達成に必要な範囲内において、安全管理措置を講じたうえで委託する場合があります。

第3条（同意の任意性）

本同意条項に同意することは任意ですが、全部又は一部において同意できない場合、及び必要な記載事項を記載いただけない場合は、催事出店をお断りする場合があります。

第4条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより必要な範囲内で変更できるものとします。

第5条（個人情報の開示等の手続きと問い合わせ窓口について）

当社は、個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止及び消去）の申し出に対し、以下の通り対応し、遅滞なく必要な通知をするものといたします。

- (1)個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、当社に対して自己に関する個人情報を開示等するよう請求することができます。開示を求める場合には、本条(3)に記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。
- (2)当社は、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、遅滞なく追加、訂正又は削除に応じるものとします。
- (3)本条の開示等並びに個人情報の取扱いに関する苦情のお問い合わせ窓口は以下の通りです。

三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 総務部(個人情報担当) [電話番号 03-6860-1171]
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 受付時間：平日 10:00～16:00(12:00～13:00 除く)

綾瀬タウンヒルズSC催事出店規定

1. 出店申込と手続き

(1) 募集業種

雑貨・小物等物品の販売、販売促進キャンペーンを原則とします。これら以外の業種での出店をご希望の場合には別途ご相談ください。なお、ご希望に沿えない場合もございますのでご了承ください。

(2) 申込受付開始時期

- ① 出店に係る申込みの受け付けは、出店希望日の2ヶ月前からとなります。
- ② 出店をご希望の方は、三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社（以下「SC運営者」といいます。）の綾瀬タウンヒルズショッピングセンター管理事務所まで電話にてご連絡ください。開催場所、利用料金、催事期間その他の出店に係る条件及び出店の申込みの手続きについてご説明いたします。

(3) 出店申込受付

- ① SC運営者所定の「催事出店申込書」及び「綾瀬タウンヒルズSC催事出店規定」に必要事項を記入し、記名押印の上、会社経歴書（法人のみ）、営業パンフレット及び出品資料その他のSC運営者が指定する資料（催事出店申込書を含め、総称して以下「申込資料」といいます。）を添付し、SC運営者が指定した方法（持参・郵送・メールを含みますがこれに限りません。）でご提出ください。ご提出いただきました時点で、出店の申込みとなります。なお、申込資料をメールでご提出いただきました場合には、後日原本をご提出いただきます。
- ② 出店の申込みの後、具体的な出店内容の確認のため、原則として面談させていただきます。
- ③ 出店の諾否にかかわらず、ご提出いただきました申込資料は、返却いたしませんのでご了承ください。
- ④ 面談後1週間以内に出店の諾否をご連絡いたします。SC運営者からの承諾書の発送をもって契約（以下「催事契約」といいます。）成立となります。SC運営者が別途指定した場合には所定の契約書（以下「催事契約書」といいます。）を締結していただくこともございます。その場合には、催事契約書の締結をもって催事契約成立とし、催事契約書の規定が適用されます。

2. 催事出店営業管理規定

(1) 開催時間

開催時間は、午前10時から午後8時までを基本とし開店の15分前までには入店してください。

(2) 利用料金・営業保証金

催事申込書に記載の金額を、別途SC運営者が指定する期日（以下「本件期日」といいます。）・方法でSC運営者にお支払いいただきます。催事契約書を締結した場合には同契約の規定によります。

(3) 売上報告

催事期間中は売上及び客数を記録し、催事契約の終了時にSC運営者所定の売上報告書をご提出いただきます。

(4) 違約金

催事期間の開始日の7日前から満了日までの期間は、催事契約を解約することはできないものとします。解約する場合には、解約日の2営業日前までに書面をもってSC運営者に通知のうえ、以下に定める違約金を解約日までにSC運営者が指定する金融機関口座に振り込む方法によりお支払いいただきます。

① 解約日が催事期間の開始日前の場合：利用料金の全額

② 解約日が開始日から満了日までの間である場合：利用料金の残額

(5) 不可抗力による出店の終了

天変地異、不測の事故・災害その他の申込者とSC運営者双方の責めによらない事由により申込者の出店が不可能になった場合、この催事契約は当然に終了となります。この終了にあたり、SC運営者

が申込者から事前に利用料金を受領していた場合には、S C運営者は申込者に対し、この終了日から期間満了日までの日数分の利用料金（催事期間の開始前の終了の場合には利用料金の全額）を返金します。なお、S C運営者はこの終了にあたって申込者に生じた損害について一切の責任を負いません。

(6) 出店の制限

以下の項目に該当する場合は、「催事出店許可」後であっても許可を取り消します。許可を取り消した場合、損害金として(4)の違約金をお支払いいただきます。

- ① 催事の出店により、他のテナント出店者及び周辺に混乱又は危険が予想される場合
- ② 公の秩序・風俗を乱す恐れがあると認められた場合
- ③ 宗教活動・政治活動に係かる商品を販売する場合
- ④ 裸火を使用する場合
- ⑤ 利用の権利を他に譲渡・転貸した場合
- ⑥ 申込書等の記載事項に誤りがあった場合
- ⑦ 出店規定の条項に反し、S C運営者の要求にもかかわらず、これに従わない場合
- ⑧ 関係諸官庁から中止命令が出た場合
- ⑨ コピー商品、危険物等の展示及び販売をする場合
- ⑩ 綾瀬タウンヒルズS C内テナントで取扱されている商品と同じ物、又は類似する商品を販売する場合
- ⑪ 利用料金及び営業保証金を本件期日までにお支払されない場合

(7) 出店時の注意及び禁止事項

- ① 看板、ポスター、チラシ等の掲示及び店舗ディスプレイは、あらかじめS C運営者の事前承認を必要とし、所定の場所以外への掲示は禁止します。また、終了後は速やかに撤去してください。
- ② 催事期間中（搬入出を含む）の人的、物的損害に対する賠償責任は、出店者側の負担となります。
- ③ 共用通路の通行に際しては、お客様の通行の邪魔にならないよう配慮してください。
- ④ 商品及び売上金は、各自の責任において管理し、営業中は原則ショップを無人にしないでください。

※S C運営者では商品、売上金の盗難等による損害賠償は一切行いません。

- ⑤ 商品販売時、店舗名称・連絡先がわかるレシートをお客様に渡してください。
- ⑥ 商品販売に関するお客様からの苦情、返品等については、責任をもって速やかに且つ誠実に対処してください。
- ⑦ 営業終了後は商品管理を確実に行い、原状回復後貸与した什器を指定の保管場所に移動・収納してください。
- ⑧ 火災・爆発その他危険を生じる恐れのあるものの持込は禁止します。
- ⑨ その他出店に際しては、S C運営者の指示に従ってください。

三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 御中

以上の内容を確認し了承致しました。

年 月 日

会社名

代表者

印

反社会的勢力の排除に係る誓約書

三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社(以下、「甲」という)の運営する綾瀬タウンヒルズショッピングセンターにおいて、当社(または私)(以下、「乙」という)は、甲が許可する催事営業(以下、「催事営業」という)を行うにあたり下記事項につき間違いないことを誓約致します。

- 1 本誓約書において反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。
- 2 乙は、現時点および将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し確約する。
 - ①反社会的勢力であること
 - ②反社会的勢力が経営を支配していること
 - ③代表者、責任者または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること
 - ④暴力的ないし威迫的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識されることまたはこの者とかかわり、つながりを持つこと
- 3 乙は、反社会的勢力と次の各号のいずれの関係も有しておらず、将来も持たないことを表明し確約する。
 - ①自己または第三者の不正の利益を図る目的をもつてするなど不当に反社会的勢力を利用する関係
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜の供与をするなど反社会的勢力に関与する関係
 - ③その他社会的に非難されるべき関係
- 4 乙は甲に対して、次の各号のいずれの行為も、自らまたは第三者を利用して行わないことを確約する。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用い、甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 5 乙は、自らが催事営業の履行のために用いる者(個人か法人かを問わず、数次の取引先など第三者を介して用いる者を含み、以下、「履行補助者」という。)が、前記2・3・4の各事項のいずれかに該当または、行ったときには、ただちに該当履行補助者との契約を解除し、催事営業の中止措置を採ることを確約する。
- 6 乙が、催事営業の履行に関連して、反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、または履行補助者をして拒否させるとともに、すみやかに当該事実を甲に報告及び、甲の捜査機関への通報に必要な協力をすることを確約する。
- 7 乙が前記2から5の各事項または確約のいずれかに反した場合には、甲は何らの催告を要しないで、催事営業を中止することができる。
- 8 甲が前項により催事営業を中止させた場合には、乙に損害が生じても、甲はこれを賠償することを一切要せず、また、当該中止により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償するものとする。

以上

甲:三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 御中

年 月 日

乙:住所 _____

会社名 _____

代表者 _____ 印